

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所.....  
氏名.....

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 3 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

4 変更の内容

変更内容	変更前	変更後
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
最高高さ	m	m
用途		
意匠		
外壁後退	m	m
垣又はさく		

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

〈代理人等連絡先〉

住所：  
氏名：  
(担当者名)：  
電話番号：

記載された個人情報 は地区計画の区域内における行為の変更届出の審査に関する業務以外には使用しません。

## 《地区計画の届出について》

地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他の行為を行おうとする場合は、市長に届出が必要です。

### 【届出が必要な行為】

- ①土地の区画形質の変更・・・建築物の建築を伴わない場合も該当します。
- ②建築物の建築・・・仮設建築物以外は原則として必要です。
- ③工作物の建設・・・屋外広告物で表示面積 1 m<sup>2</sup>を超えるもの又は高さが 3mを超えるものは届出が必要です。また、塀や垣、さくなどの設置についても届出が必要です。
- ④建築物等の用途の変更
- ⑤建築物等の形態又は意匠の変更

### 【届出書に添付する図面】

- ・区域図（周辺の土地利用状況がわかるもの,縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（敷地の境界線から建物の外壁面までの距離及び敷地の地盤高を記入したもの,縮尺 1/100 以上）
- ・平面図（建築物等の用途がわかるもの,縮尺 1/100 以上）
- ・立面図又は断面図（最高の高さを記入したもの。車庫にあたっては、最高の軒高を記入したもの,縮尺 1/100 以上）
- ・その他（面積表など）

### 【注意事項】

- ・提出部数は 1 部です。
- ・着手予定日の 30 日前までに届け出てください。
- ・道路に面する垣又は柵がある場合は、その構造及び地盤面からの高さを示した図面を添付してください。